Nihon Kagaku Sangyo Co., Ltd.
最終更新日：2015年7月10日
日本化学産業株式会社
柳澤英二
問合せ先：総務部 百瀬 譲
証券コード：4094
http://www.nihonkagakusangyo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は『企業』は公器との理念に基づき、法と社会倫理を遵守するとともに、継続的に企業価値を向上させていくためには、透明性、信頼性の高い
企業運営が重要であると認識し、経営上の組織体制や運営方法を整備し必要な施策を実施する等、コーポレートガバナンスの充実を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日化産取引先グループ持株会	2,260,100	11.31
三井生命保険株式会社	1,000,000	5.01
株式会社三井住友銀行	970,000	4.85
にっかさん従業員持株会	867,829	4.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	781,000	3.91
株式会社東京都民銀行	660,000	3.30
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	627,000	3.14
日本パーカライジング株式会社	490,000	2.45
株式会社近畿大阪銀行	404,000	2.02
株式会社りそな銀行	400,000	2.00

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情は特段ありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上幸夫	他の会社の出身者											
吉成昌之	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上幸夫	○	井上幸夫氏は東京証券取引所の定める独立役員としての要件を備えており、尚且つ富士写真フイルム株式会社の総務部長を務められており、独立性を保持していると判断しております。	井上幸夫氏については、前職での豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に関し会社から独立した社外の視点から経営判断をし、もってコーポレートガバナンスの強化に貢献していただけるものと期待し、社外取締役に選任しています。
吉成昌之	○	吉成昌之氏は東京証券取引所の定める独立役員としての要件を備えており、尚且つ当社と取引のない法律事務所に勤務しており、独立性は保持していると判断しております。	吉成昌之氏は、弁護士として長年法律事務所へ勤務しており、法律全般に関する豊富な経験と高い見識に基づき、会社から独立した社外の視点から経営判断をし、もってコーポレートガバナンス、コンプライアンスの強化に貢献していただけるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門である社長室は、リスクマネジメント、諸規程遵守等内部統制システムに基づく内部監査を実施しており、その結果については取締役と同時に監査役にも報告し、意見を求める等、連携に努めております。また監査役と会計監査人は定期的に会議を開催し、監査に対する意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中龍一	他の会社の出身者													
佐藤榮太郎	他の会社の出身者													
花木正義	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中龍一		田中氏は、当社の借入先、取引先である三井住友信託銀行株式会社の出身ですが、取引の規模・内容に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	田中龍一氏については、金融機関における長年の経験や、証券関連業務に関する専門的知識や経験を有しており、当社の経営を監視・監査できる人材であると期待し、社外監査役に選任しています。
佐藤榮太郎	○	佐藤氏は、長年、税理士事務所を開設しておりますが、当社との取引関係はなく、客観的な立場から当社経営についてガバナンスに寄与しており、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないことから、独立性を保持していると判断しております。	佐藤榮太郎氏については、公認会計士、税理士として有する高度な専門的知識や経験に基づく財務及び会計に関する監査を期待し、社外 監査役に選任しています。
花木正義	○	花木氏は、東京国税局に勤務し、退職したのち税理事務所を開設しましたが、当社との取引関係はなく、客観的な立場から当社経営についてガバナンスに寄与し	花木正義氏については、長年国税局の要職を 歴任され、又税理士の経験から、税務及び会

		ており、株主・投資者の判断に影響を及ぼ す恐れはないことから、独立性を保持しているいると判断しております。	計に精通しており、社外監査役の職務を適切に遂行して頂けると期待し、選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新　4 名

その他独立役員に関する事項

-

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度については、過去導入した経緯がありますが、現在は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の直前事業年度に係る取締役の報酬の額は、取締役8名に対し、総額86百万円です。報酬総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、役位、就任年数等を基に、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については、取締役会の事務局である社長室が取締役会資料の事前配布・説明を行う等サポートしています。社外監査役が職務遂行上、補助を必要とした場合、社長室長へ社長室員の派遣を要請でき、この間は、当該社長室員は社外監査役の指揮命令下に入ります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は執行役員制を導入せず、社外取締役を除く取締役が、監督機能・執行機能の両面に責任を負う運営体制をとっております。又、会社から独立した社外の視点から経営判断ができる社外取締役2名を選任しております。当社は監査役制度を採用しており、監査役会は監査制度の強化を図るため、社外監査役3名を含む4名で構成されています。各監査役は取締役会に原則として毎回出席し、このほか常勤監査役は常務会、その他重要会議にも出席し、取締役の業務執行を充分に監視しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は会社規模の観点から業務執行と業務監督を分離させることが、必ずしも効率的ではないと判断し、執行役員制度を採用せず、取締役全員が、監督機能・執行機能の両面に責任を負う運営体制をとっております。また経験と見識及び専門的知識を有し、尚且つ、独立した立場から客観的・中立的監査を行える社外監査役3名を含む4名で構成される監査役制度を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	会社法で定められた期日より1日でも早期に発送するよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IRに関する部署（担当者）の設置	決算関係及び東京証券取引所での開示事項についてタイムリーに掲載しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14000シリーズ認証取得等、環境保全活動には万全を期しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	各ステークホルダーへの情報提供はホームページ等で適宜迅速に行っております。
その他	個別の質問に対しては、インサイダー情報にならないよう留意しつつ、懇切に回答しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムといたしましては、従前より組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、内部監査規程等、内部統制制度構築のための組織・諸規定の整備を行ってきましたが、更に会社法に基づき取締役会で内部統制システム構築の基本方針を決議し、一層の整備を進めております。特に、取締役・従業員が体制・法令等を遵守することを目的としたコンプライアンス綱領「日本化学産業企業行動規範」を策定し、この徹底を図るため「コンプライアンス委員会規程」「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、役員、従業員へ配布、コンプライアンスの周知・徹底を図っております。また「内部通報処理規程」を実施し、従業員等からの法令及び定款違反等の通報や相談が出来る体制を構築いたしております。取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」、「情報システム業務管理規程」を策定し、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報を包括的に管理しております。損失の危険の管理に関する規定その他の体制については、「リスク管
理規程」を策定し、経営危機等リスクに対し、管理責任者を任命し、有事の際の対応体制・方法等の整備を実施しております。また当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制については「関係会社管理規程」を策定し、連結対象子会社に対し当社海外本
部等を通じての指導・管理強化に努めるとともに、事業状況や法令・定款等の遵守状況を定期的に確認しております。使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制および金融商品
取引法で求められている財務報告の信頼性確保の体制整備については、プロジェクトチームを編成し、財務報告の内部統制に係る重要な業務の文書化および内部監査部門による内部統制の有効性の評価を進めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、企業行動規範として「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持たない」を役員・従業員が一体となり守
り、行動すると規定化しております。また内部統制システムに関する基本方針の一つとして、「当社および子会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力との関わりを一切持たないよう対処する」を取締役会決議
しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

1.買収防衛に関する事項
(1)基本方針の内容
当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収のリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。
しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当、高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様に買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。
したがいまして、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。
(2)基本方針の実現に資する特別な取組み
当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、昭和14年8月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として、昭和21年2月設立した、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所を昭和23年4月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ今日に到っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在はOA機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、昭和38年に進出した建材事業は、アルミよろい戸をはじ
め多数の製品を開発し、現在は防火・通気(換気)・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しています。
これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ・それに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力
により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいてまいりました。
当社の「経営の基本方針」は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発をさらに追求し、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向
上していくことにあります。その実現のため、中期経営計画の策定を通じ高付加価値製品の開発と拡販及び安価原料・リサイクル原料の活用拡大や、設備と要員の一段の効率化を最重要課題とし厳しい事業環境下でも一定水準以上の利益を確保できる低コスト体質を構築してまいります。当社は、この計画を達成することにより、強靭な事業体質の構築及び収益力の確保が図られ、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。当社は、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置づけて実践しており、その取組みにつきましては本報告書に記載しております。
(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
本信託型ライツ・プランは、当社の株券等の保有者及びその共同保有者であって議決権割合が15%を超える者になったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、及び、当社の株券等について、買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者の議決権割合と合計して15%を超えることとなるような公開買付けの開始公告を行ったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき等に限り、原則として、当社議決権割合の15%を超える割合を有する大規模買付者グループ以外の者が行使できる新株予約権を、あらかじめ特定の信託銀行に対して発行する仕組みです。
この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等を行い、株主の皆様にその経営方針やそれが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与えうる影響等を説明することや、代替案を提示する機会並びにそのための時間を確保できることとなります。そして、これを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除いては、本信託型ライツ・プランを発動することとなります。
(4)上記(2)の取組みについての取締役会の判断
当社の中期経営計画の策定等による企業価値向上に向けた取組み、コーポレート・ガバナンスの強化等の各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する株式の大規
模買付けの防止に資するものです。従いまして、上記(2)の取組みは上記(1)の当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、又、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。
(5)上記(3)の取組みについての取締役会の判断
当社取締役会は上記(3)の取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する大規模買付けを防止するものでありますことから、上記(3)の取組みは、上記(1)の当社の基本方針に沿って策定されたものであると考えております。
また、当社取締役会は、上記(3)の取組みは、1)設定に際しての株主総会特別決議による承認を経ていること、2)合理的な客観的解除要件が設定されていること、3)新株予約権の無償取得の可能性が確保されていること(デッドハンド性の否定)、4)有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法等を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを取締役会で決議することとしていること、5)独立社外者のみからな
る特別委員会が設置されていること、6)発動時に第三者専門家の意見を取得することとしていること、7)有効期間を限定(3年間)していること(サンセット条項)、8)当社取締役の任期が1年とされており、また当社取締役会はいわゆる期差任期型取締役会でないことから株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。
1. 会社情報の開示基準
当社は、東京証券取引所の定める『上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則』及び当社の社内規程に従って、各部門であ

らかじめ定められた情報管理責任が開示すべき会社情報か否か判断し、開示すべき情報に該当するかどうか不明な場合には、社長室に照会することになっております。
2. 会社情報の開示手続き
開示すべき会社情報は、社内規程に沿って情報管理を徹底すると共に、総務部長を通じ取締役社長に報告し、取締役社長は所定の手続きを経て取締役会に諮ることになっており、取締役会で情報開示が承認された後は、遅滞無く適時開示を行うことになっております。
3. 適時開示の担当部署及び社外からの問合せ窓口
東京証券取引所での適時開示の担当部署、及び開示情報への社外からの問合せの窓口は総務部長が行うことになっております。

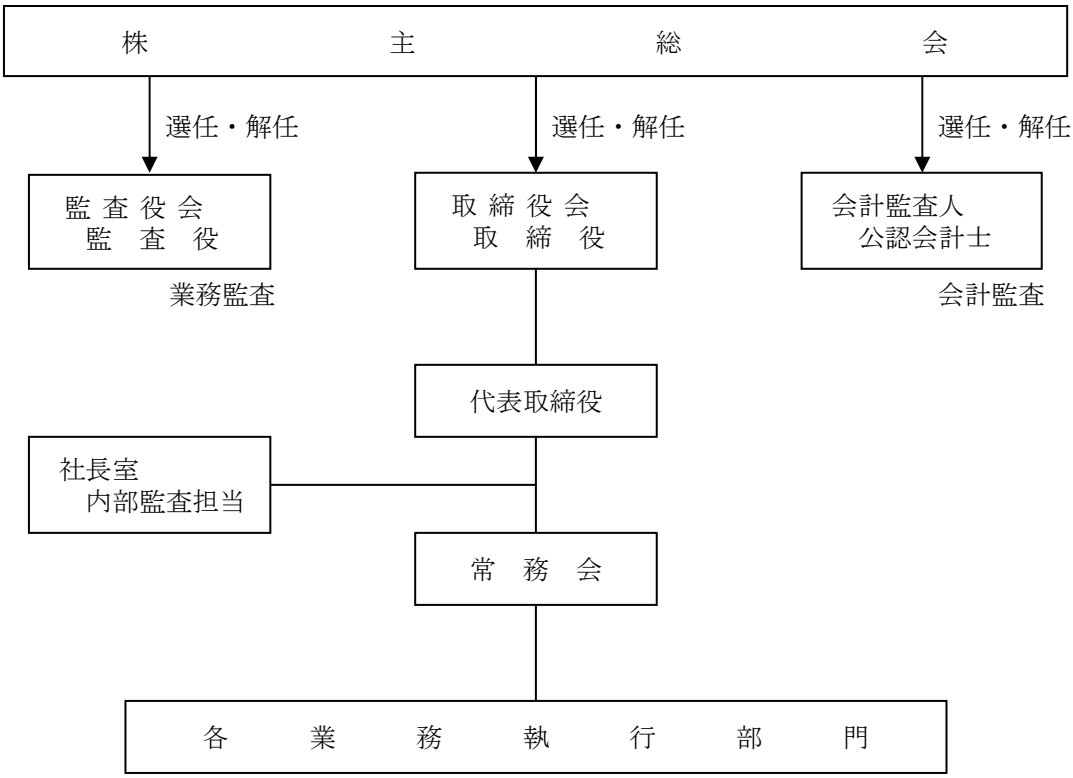
株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監査役会
監　査　役
取締役会
取　締　役
会計監査人
公認会計士
業務監査
会計監査
代表取締役
社長室
内部監査担当
常　務　会
各　業　務　執　行　部　門